

2024年2月27日

各 位

会 社 名 楽天グループ株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史
(コード番号：4755 東証プライム市場)

定款の一部変更及び第1回社債型種類株式の 発行登録に関するお知らせ

楽天グループ株式会社（本社：東京都世田谷区、代表取締役会長兼社長：三木谷 浩史、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、2024年3月28日に開催予定の当社第27回株主総会（以下「本定時株主総会」）に定款の一部変更（以下「本定款変更」）について付議すること及び第1回社債型種類株式に係る発行登録を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

I. 定款の一部変更について

1. 事業目的に係る定款の一部変更について

今後の事業展開等を勘案し、A Iに関連する事業目的を追加するため現行定款第2条（目的）を変更するものです。

2. 社債型種類株式に係る定款の一部変更について

(1) 社債型種類株式に係る定款変更の目的及び理由

当社は、「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」を経営の基本理念に掲げ、国内外において、EC、旅行予約、デジタルコンテンツ等のインターネットサービス、クレジットカードをはじめ、銀行、証券、保険、電子マネーといったフィンテック（金融）サービス、携帯キャリア事業等のモバイルサービス、更にプロスポーツの運営といった多岐にわたる分野で70以上のサービスを提供しており、楽天会員を中心としたメンバーシップを軸に当社グループが提供するサービスを有機的に結び付けながら、他にはない独自の楽天エコシステム（経済圏）を形成しています。

当社グループは、当社グループが保有するメンバーシップ、データ及びブランドを結集したビジネス展開による楽天エコシステムの拡大により、国内外の会員が複数のサービスを回遊的・継続的に利用できる環境を整備することで、会員一人当たりの生涯価値（ライフタイムバリュー）の最大化、顧客獲得コストの最小化等の相乗効果の創出及びグループ収益の最大化を目指しています。近年、ユーザーのモバイルシフトが着実に進んでいる中、『楽天市場』をはじめ、当社グループのサービスにおけるモバイル経由の取扱高は一貫して増加傾向にあります。今後の当社グループのサービスの拡充及び新規展開を図る上で、モバイルサービスが最も重要なユーザーとのタッチポイントであることに疑いの余地はなく、5Gの普及やIoTが社会に浸透していく中で、モバイル端末は今以上に人々の生活に欠かせないものとなっていくことが考えられます。多種多様なサービスを展開している当社グループがモバイル事業を運営していくことは、楽天エコシステムの強化とそれによる当社グループの更なる成長の実現及び企業価値向上に資する点で、非常に大きな意義があります。

当該モバイル事業の一層の拡大に注力する一方で、当社は、中期的な財務健全性の維持を目指します。当社は、規律ある財務方針へのコミットメントを掲げており、資本金調達による有利子負債の削減、償還スケジュールの能動的なコントロールを行うこと等により財務基盤の強化を図ることが望ましいと考えています。資本金調達につきましては、楽天銀行株式会社の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）プライム市場上場に伴う一部普通株式売出し、当社の公募及び第三者割当による新株式発行、楽天証券ホールディングス株式会社及びみずほ証券株式会社による戦略的な資本業務提携の強化に伴う楽天証券株式会社の普通株式のみずほ証券株式会社への追加譲渡、楽天銀行株式会社の普通株式の海外市場における売出し等、多種の取組を確実

に進めてまいりました。今後も非有利子負債性資金の調達を柔軟に検討してまいります。

このような背景のもと、当社における資金調達手段の多様化を図ると共に、以下のとおり、既存の当社普通株式の株主（以下「普通株主」）の皆様の利益を可能な限り損なわず、自己資本の拡充を実現する調達手法として、「社債型種類株式」が有用な選択肢であり、個人投資家を含めた幅広い投資家層のニーズに応えるものであると考えました。

- ・ 株主総会における議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じません（割合にかかわらず株主総会における議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質を有していないと考えており、買収防衛策として利用する想定もありません。）。
- ・ 当初設定された優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の種類株式であり、優先配当金以上の配当に対する参加権は普通株主の皆様のみが有します。
- ・ 既存の発行可能株式総数（普通株式と社債型種類株式を合計して発行することができる総数）の範囲内での発行であり、この議案により、発行可能株式総数を拡大するものではありません。

今後、社債型種類株式を発行する場合には、無償割当を含む株主割当や第三者割当方式ではなく一般公募による発行を行い、東京証券取引所プライム市場への上場申請を想定しています。かかる社債型種類株式は、普通株主の皆様と与える希薄化等の影響を抑えながら、幅広い投資家の皆様に投資可能な商品とすることを企図した設計の「社債型」種類株式となります。つきましては、当社において「社債型」種類株式である第1回社債型種類株式乃至第5回社債型種類株式（以下「本社債型種類株式」）の発行を可能とするために、定款に諸規定の追加等を行います。

また、当社は本日付で「社債型種類株式に関するご説明資料」及び「社債型種類株式に関する Q&A」を公表していますので、あわせてご参照ください。

（2）本社債型種類株式の商品性

本社債型種類株式は、普通株主の皆様と与える希薄化等の影響を抑えながら、幅広い投資家の皆様に投資可能な商品とすることを企図しており、その商品性は以下のとおりです。

①「社債型」種類株式としての商品性

本社債型種類株式は、当社普通株主の皆様への配慮として、当初設定された優先配当金以上の配当が行われない、議決権の希薄化が生じないといった「社債」に類似した側面と、自己資本の拡充という「株式」の側面を兼ね備えたハイブリッドな設計としています。

そのため、本社債型種類株式の発行については、普通株主の皆様が議決権が希薄化することなく、また、普通株式による増資に比べて普通株式に係る ROE や EPS を含む当社財務指標への影響をより軽減（注）しつつ、健全な財務基盤を確保するための自己資本の拡充を実現することが可能であると考えています。

（注）普通株式に係る ROE や EPS を計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額から種類株式に係る部分（種類株式払込金額及び優先配当金）を控除して計算した場合となります。

②ハイブリッド社債に類似した商品性

本社債型種類株式を発行する際には格付会社（株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）及び S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（S&P）より原則として、資本性の認定（資金調達額の 50%）を受けることができるよう、ハイブリッド社債に類似した商品性とする想定であり、主に以下のような特徴を有する設計とすることを検討しています（注1）。

（主な特徴）

- ・ 優先配当金：当初、発行から概ね5年間は固定配当、その後は変動配当。普通株式に優先、累積型、非参加型
- ・ 当社による取得条項（コール）：発行から5年後以降等に、金銭対価による取得が可能

- ・ 借換制限：当社が取得条項等により本社債型種類株式を取得する場合、原則、同等以上の資本性資金調達を行う（注２）
- ・ 議決権：なし
- ・ 普通株式への転換権：なし

（注１）調達額等によっては資本性認定を受けられない可能性があります。

（注２）ハイブリッド社債の場合、借換制限によって、発行会社が期限前償還（コール）する際には、同等以上の資本性のあるハイブリッド社債等を発行することが一般的です。

そのため、当社は本社債型種類株式の取得条項の行使を行う場合に、再度社債型種類株式を発行できるように、当社の定款において第５回までの授權枠を設定しています。

一方で、一般的なハイブリッド社債（永久劣後債を除く）とは異なり、本社債型種類株式の発行により調達した金額は会計上も資本として計上されます。

③一般募集による発行、東京証券取引所への上場

本社債型種類株式の発行は、一般募集により行い、東京証券取引所プライム市場への上場申請を想定しています。これにより、個人投資家の皆様にも投資可能な商品とすることを企図しています。

④種類株主総会

本社債型種類株式を保有する株主（以下「社債型種類株主」）は、会社法上、会社法で定める事項及び定款で定めた事項に限り、種類株主総会において決議をすることができるとされています。具体的には、当社の定款により、当社が以下の行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要することとされています。

- ・ 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除きます。）
- ・ 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

上記のとおり、本社債型種類株式の商品性は普通株主の皆様には議決権の希薄化という不利益を与えるような内容ではないと考えています。また、当社はあらゆる事態に対応できるように財務戦略上の柔軟性、機動性確保の観点から、資本戦略の選択肢の一つとして、将来の市場環境等を勘案した上で本社債型種類株式を機動的に発行できるように、本定款変更を行うことを企図しています。

3. 定款変更の内容

別紙１「定款変更案」をご参照ください。

4. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年3月28日（予定）

定款変更の効力発生予定日 2024年3月28日（予定）

Ⅱ．第1回社債型種類株式に係る発行登録について

当社は本日付で、下記のとおり第1回社債型種類株式に係る発行登録書を提出しています。なお、第1回社債型種類株式の発行条件及び発行総額等は、別紙2「第1回社債型種類株式発行要項（一部）」に記載されるものを除き、現時点では未定です。また、第1回社債型種類株式を含む本社債型種類株式の具体的な発行時期についても未定であり、本定時株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られた場合には、発行予定額および予想される配当年率をもとに本社債型種類株式に係る具体的な配当額を算出し、配当原資となる利益の安定的な創出が今後十分に見込まれることを確認した上で、他の非有利子負債性資金の調達状況、調達資金の使途との兼ね合い、当社の今後の財務戦略及び資本戦略、市場環境等を総合的に勘案しながら具体的な発行時期を決定していく方針です。なお、第2回社債型種類株式の具体的な発行時期、内容については、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定してまいります。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 募集有価証券の種類 | 第1回社債型種類株式 |
| (2) 発行予定期間 | 発行登録の効力発生日から2年を経過する日まで
(2024年3月6日～2026年3月5日) |
| (3) 発行予定額 | 1,000億円を上限とします。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集 |
| (5) 調達資金の使途 | 社債償還資金に充当する予定ですが、詳細については発行決議時に決定します。 |
| (6) 引受証券会社 | 大和証券株式会社（注）
（注）その他の引受人に関しては未定であり、その他の引受人が加わる場合には、発行決議において決定されます。 |
| (7) その他募集に関する事項 | 別紙2「第1回社債型種類株式発行要項（一部）」に記載のとおりです。 |

以 上

ご注意：

本開示文書は当社の社債型種類株式に係る定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本開示文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、国内外において次の事業を営む会社の株式又は事業体の持分を取得・所有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. ～34. (条文省略) (新設) <u>35. 前各号に付帯する一切の業務</u> (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、3,941,800,000株とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 (新設)	(目的) 第2条 当社は、国内外において次の事業を営む会社の株式又は事業体の持分を取得・所有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. ～34. (現行どおり) <u>35. AI (人工知能) に関するソフトウェア及び AI (人工知能) を活用したサービスの研究、企画、開発、制作、販売、提供、配信、保守及び運用</u> <u>36. 前各号に付帯する一切の業務</u> (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、3,941,800,000株とし、<u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</u> <u>普通株式3,941,800,000株</u> <u>第1回社債型種類株式75,000,000株</u> <u>第2回社債型種類株式75,000,000株</u> <u>第3回社債型種類株式75,000,000株</u> <u>第4回社債型種類株式75,000,000株</u> <u>第5回社債型種類株式75,000,000株</u> (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式及び第1回社債型種類株式乃至第5回社債型種類株式 (以下、「社債型種類株式」と総称し、第1回社債型種類株式乃至第5回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。) のそれぞれにつき100株とする。</u> <u>(自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)</u> <u>第10条 当社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式を有する株主 (以下、「社債型種類株主」という。) との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</u>

第10条～第11条（条文省略） （新設） （新設）	第11条～第12条（現行どおり） 第3章 社債型種類株式 （社債型種類株式優先配当金） 第13条 当社は、第47条第1項に基づき12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された社債型種類株主又は社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主と併せて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭（以下、「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。 当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（15パーセントを上限とする。以下、「本配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。） 「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額）をいう。 2 ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）。社債型種類株式累積未払配当金については、前項又は次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭に
--	--

	による剰余金の配当を行う。 <u>3 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額及び社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。</u>
(新設)	<u>(社債型種類株式優先期中配当金)</u> <u>第14条 当社は、第47条第2項又は第3項に基づき12月31日以外の日を基準日（以下、「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下、「社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。</u>
(新設)	<u>(残余財産の分配)</u> <u>第15条 当社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。</u> <u>当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額</u> <u>2 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</u>
(新設)	<u>(議決権)</u> <u>第16条 社債型種類株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</u>
(新設)	<u>(金銭を対価とする取得条項)</u> <u>第17条 当社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換え</u>

	に、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。
(新設)	(株式の併合又は分割等) <u>第18条</u> 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。 <u>2</u> 当社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。 <u>3</u> 当社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 <u>4</u> 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。 <u>5</u> 前項の規定に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金及び社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。
(新設)	(優先順位) <u>第19条</u> 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。
第<u>3</u>章 株主総会 第<u>12</u>条～第<u>17</u>条（条文省略） (新設)	第<u>4</u>章 株主総会 第<u>20</u>条～第<u>25</u>条（現行どおり） (種類株主総会) <u>第26条</u> 種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行

	う。 <u>2 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> <u>3 第20条第2項、第22条、第23条及び第25条の規定は、種類株主総会について準用する。</u> <u>4 第21条の規定は、毎年12月31日から3ヶ月以内に開催される種類株主総会について準用する。</u> <u>5 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> <u>6 前項の規定にかかわらず、当社が以下に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。</u> <u>(1) 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）</u> <u>(2) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認</u>
第4章 取締役及び取締役会	第5章 取締役及び取締役会
第18条～第27条（条文省略）	第27条～第36条（現行どおり）
第5章 監査役及び監査役会	第6章 監査役及び監査役会
第28条～第35条（条文省略）	第37条～第44条（現行どおり）
第6章 計算	第7章 計算
第36条～第39条（条文省略）	第45条～第48条（現行どおり）

別紙 2

第 1 回社債型種類株式発行要項（一部）

- | | | |
|----|----------------------|---|
| 1. | 募集株式の種類 | 楽天グループ株式会社第 1 回社債型種類株式（以下、「第 1 回社債型種類株式」という。） |
| 2. | 募集株式の数 | 未定 |
| 3. | 発行価格（募集価格） | 未定
「発行価格」とは、第 1 回社債型種類株式の対価として投資家が支払う 1 株当たりの金額をいう。 |
| 4. | 払込金額 | 未定 |
| 5. | 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、払込金額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 6. | 払込期日 | 未定 |
| 7. | 申込株数単位 | 100株 |
| 8. | 優先配当金 | (1) 優先配当金
当社は、12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第 1 回社債型種類株式を有する株主（以下、「第 1 回社債型種類株主」という。）又は第 1 回社債型種類株式の登録株式質権者（以下、第 1 回社債型種類株主とあわせて「第 1 回社債型種類株主等」と総称する。）に対し、当社普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主とあわせて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、第 1 回社債型種類株式 1 株につき、その 1 株当たりの発行価格相当額に、次号①乃至③に記載する第 1 回社債型種類株式の配当年率（15パーセントを上限とする。以下、「配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分の取り扱いについては、発行決議により定めるものとする。）（以下、「第 1 回社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に第 1 回社債型種類株式優先期中配当金（次項に定義する。）を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。
(2) 配当年率
① 第 1 回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から 5 年が経過する日の属する事業年度までの配当年率は、第 1 回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書を受領した上で、発行決議の後に日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当年率に係る仮条件を提示して、当該仮条件による需要状況及び当社が発行している劣後特約付社債の市場価格等を総合的に勘案した上で決定される値とする。
② 発行日から 5 年が経過する日の属する事業年度末の翌日以降、発行日から 25 年が経過する日の属する事業年度までの配当年率 |

は、発行決議により定める変動の基準金利に、本号①の配当年率の決定時に適用される発行決議により定める固定の基準金利への上乗せ幅（以下、「当初スプレッド」という。）及び0.25パーセントを加算した値とする。

- ③ 発行日から25年が経過する日の属する事業年度末の翌日以降の配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッド及び1パーセントを加算した値とする。

（3） 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」という。）。この場合の単利計算は、当該事業年度において適用のある配当年率を基準として発行決議により定める算定方法によるものとする。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式優先期中配当金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

（4） 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

9. 優先期中配当金

当社は、12月31日以外の日を基準日（以下、「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（ただし、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日（同日を含む。）から期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭）（以下、「第1回社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

10. 残余財産の分配

（1） 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、その1株当たりの発行価格相当額に、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第1回社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、発行決議により定める算定方法により算出される額の金銭を支払う。

- (2) 非参加条項
第1回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。
- 1 1. 優先順位
当社の第1回社債型種類株式乃至第5回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。
- 1 2. 議決権
第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。
- 1 3. 種類株主総会
- (1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- (3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、下記(5)及び法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (4) 当社の種類株主総会は、場所の定めのない種類株主総会とすることができる。
- (5) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。
- ① 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）
- ② 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認
- 1 4. 取得条項（会社による金銭対価の取得）
- (1) 金銭対価の取得条項
当社は、第1回社債型種類株式について、払込期日（発行日）（同日を含む。）から5年を経過した日が到来した場合等、発行決議により定める事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、当該第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、発行価格を踏まえて発行決議により定める額の金銭を交付する。ただし、当社は、取得日又は当該取得に係る振替取得日（下記に定義する。）のいずれかが1月1日から3月31日までのいずれかの日となる取得を行うことができない。
- 本号の規定に従い第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。
- 「振替取得日」とは、本項に記載する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又

は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいう。

(2) 借換制限

当社は、当社が本項第(1)号に規定する金銭対価の取得又は特定の第1回社債型種類株主との合意若しくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得(以下、「金銭対価取得」と総称する。)を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12か月間に、借換必要金額(下記に定義する。)につき、借換証券(下記に定義する。)を発行若しくは処分又は借入れ(以下、「発行等」という。)することにより資金を調達していない限り、当該金銭対価取得を行わない。ただし、発行決議により定める場合を除く。

「借換必要金額」とは、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額(下記に定義する。)を、当該借換証券について各信用格付業者から承認を得た資本性(パーセント表示される。)(ただし、借換証券となる当社普通株式の資本性は、100パーセントとする。)で除して算出される金額(信用格付業者毎に承認を得た資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうち最も大きい金額とする。)をいう。

「資本性評価相当額」とは、第1回社債型種類株式の払込金額の総額相当額に、各信用格付業者から承認を得た払込期日における第1回社債型種類株式の資本性(パーセント表示される。)を乗じた金額(信用格付業者毎に承認を得た資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうち最も大きい金額とする。)をいう。

「借換証券」とは、以下の①乃至③の証券又は債務で、借換証券である旨を当社が公表しているものをいう。なお、以下の①又は②の場合については、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、また、以下の②又は③の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限る。

① 普通株式

② 上記①以外のその他の種類の株式

③ 上記①又は②以外の当社のその他一切の証券及び債務

15. 株式の併合又は分割等

- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。
- (2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
- (3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (4) 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限る。)をするときは、第1回社債型種類株主等に第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式を、同一の持分割合で交付する。この場合における第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式累積未払配

16. 自己の第1回社債型種類
株式の取得に際しての売
主追加請求権の排除

当金の調整については、発行決議により定める方法による。

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。